

木曽川の安全な水面利用を!!

ウォータースポーツを楽しまれる皆様へのお願い

モーターボート・水上オートバイ・
ウィンドサーフィンなどを楽しむため、

**ルール・モラルを守り
安全に利用しましょう!**



取水口には近づかない!



名古屋市水道取水口



愛知県水道取水口

渡船を優先!



西中野渡船

岐阜県

西中野渡船場

赤色旗

28.0

黄色旗

27.0

ブイ

馬飼大橋(木曽川大堰)

26.0

25.0

24.0

23.0

東海大橋

堤防に表示されているこの看板の数字は河口からの距離です。



東海大橋

1600m
ウィンドサーフィン・SUP等
(動力がないもの)
利用区域

愛知県



木曽川

35.0

35.0

濃尾大橋

34.0

34.0

33.0

32.0

31.0

30.0

31.0

30.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

31.0

9/1~11/30は
アユ漁のため
利用禁止です!

モーターボート・
水上オートバイ等
(動力があるもの)
利用区域



馬飼大橋上流
600mから下流は
利用禁止です!

- 木曽川大堰上流と取水口は施設管理の支障となるため利用禁止としています。
- 濃尾大橋上流と馬飼大橋下流は水深が浅く危険なため利用禁止としています。

位置図



警告

ルール・モラルが守られない場合、将来的に利用できなくなります!

小型船舶を (モーターボート・水上オートバイ等) 安全に利用するための ルール

船舶の種類、大きさ、航行区域に応じた小型船舶操縦免許を持たずに小型船舶を操縦することはできません。必ず必要となる小型船舶免許を取得しましょう。そして、モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で次の遵守事項を定めています。ルールを守って安全に航行してください。

酒酔い等操縦の禁止



危険操縦の禁止



免許者の自己操縦



ライフジャケットの着用



見張りの実施



発航前の検査



事故等の人命救助



【上記以外のルール】

- 夜間・早朝に利用しないこと
- 木曽川大堰や取水口には近づかないこと
- 漁業船や釣り人等がいたら、近くを航行せず、静かにおおきく避航すること
- 渡船の運航を妨げないこと
- 整備不良や排気騒音の大きいモーターボート・水上オートバイを使用しないこと

河川の安全な利用、 河川環境の 保全のための ルール・モラル

- 常に安全に注意を払い、他の利用者の安全を確保し自らも危険な行為はしないこと
- お互いに譲り合い、他の利用者の迷惑になるようなことはしないこと
- ゴミは持ち帰り美化に努めること
- 有害なもの、汚物、棄物を持ち込み、散布、放置したりしないこと
- 河川を大切にすること

ルールやモラルが 守られないと…

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船舶安全法、河川法、条例などの法令を守らないと、懲役、罰金などが課されることがあります

- 【例】
- 小型船舶操縦免許証を受けずに小型船舶を操縦した場合…………… **30万円以下の罰金**
 - 船舶所有者が操縦免許証を受有していない者に乗船させ操縦させた場合…………… **6月以下の懲役又は100万円以下の罰金**
 - 船舶検査証書又は臨時変更証、船舶検査手帳を船内に備えていない場合…………… **20万円以下の罰金**
 - 河川を損傷した場合…………… **6月以下の懲役又は30万円以下の罰金**
 - 土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物…………… **3月以下の懲役又は20万円以下の罰金**
若しくは棄物を捨てた場合

- ルールやモラルが守られない場合、将来的に利用できなくなることがあります